

○東京藝術大学における旅費支給の取扱いについて

〔平成20年2月26日
学 長 裁 定〕

改正 平成25年10月24日 平成27年11月26日
平成29年3月2日 令和4年3月8日

本学が役職員及び役職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、東京藝術大学旅費規則に定めるもののほか、この裁定による。

(研修会、講習会等の旅費)

- 1 研修会及び講習会その他これに類する目的のための旅行の場合の旅費は、次の取扱いによる。

① 日帰りの場合

区分	片道 100km 未満		
	役 員	教授、准教授	左記以外の者
旅行命令	○ (口頭)	○ (口頭)	○ (口頭)
鉄道賃等	旅費規則による	旅費規則による	旅費規則による
急行料金等	旅費規則による	旅費規則による	旅費規則による
日当	×	×	×

区分	片道 100km 以上		
	役 員	教授、准教授	左記以外の者
旅行命令	○	○	○
鉄道賃等	旅費規則による	旅費規則による	旅費規則による
急行料金等	旅費規則による	旅費規則による	旅費規則による
日当	2,000 円	1,600 円	1,300 円

② 2日以上の場合

区分	宿泊を伴わない場合		
	役員	教授、准教授	左記以外の者
旅行命令	○	○	○
運賃	旅費規則による	旅費規則による	旅費規則による
急行料金等	旅費規則による	旅費規則による	旅費規則による
日当	2日目から1日当たり 2,000 円	2日目から1日当たり 1,600 円	2日目から1日当たり 1,300 円
宿泊料	×	×	×

区分	宿泊を伴う場合		
	役員	教授、准教授	左記以外の者
旅行命令	○	○	○
運賃	旅費規則による	旅費規則による	旅費規則による
急行料金等	旅費規則による	旅費規則による	旅費規則による
日当	2,000 円	1,600 円	1,300 円
宿泊料	14,000 円	13,100 円	10,500 円

注 宿泊料については、宿泊施設の実情に応じ、定額を上限に支給する。

(学会出席、学生の実習・見学の指導の旅行等の旅費)

- 2 学会出席、学生の実習・見学の指導、音楽学部附属音楽高等学校生徒の修学旅行等の引率その他これに類する目的のための旅行の旅費については、日当を、片道100km未満の場合は定額の2分の1以内の額、片道100km以上の場合は定額の3分の1以内の額を減ずることができる。

(非常勤講師等の交通費)

- 3 非常勤講師(雇用)、非常勤講師(委嘱)、非常勤医師等、テクニカルインストラクター(委嘱)、学術インストラクター(委嘱)、藝大フィルハーモニア管弦楽団演奏講師及びゲスト講師が就業又は業務等の従事のため来学する場合の交通費については、来校経路届に基づき支給することとする。なお、日当及び宿泊料の取扱いにあたっては、次のとおりとする。

区分	片道100km未満	片道100km以上	
		日帰りの場合	宿泊を伴う場合
旅行命令(来校経路届)	○	○	○
鉄道賃等	旅費規則による	旅費規則による	旅費規則による
急行料金等	旅費規則による	旅費規則による	旅費規則による
日当	×	×	1,300 円
宿泊料	×	×	13,100 円

注 宿泊料については、宿泊施設の実情に応じ、定額を上限に支給する。

(外国旅行における日当)

- 4 船舶又は航空機による旅行(外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。)の場合における日当の額は、その他地方につき定める金額とする。

(旅費の調整)

- 5 この裁定の定めるところにより難しい場合は、用務の内容及び緩急の度合等を考慮して旅費の支給を調整することができる。なお、減額調整は予算額等のため、やむを得ない場合に限り行うものとする。

附 則

この裁定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この裁定は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

1 この裁定は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の旅費支給に関する取扱いについての一部を改正する取扱いの規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則

この裁定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この裁定は、令和4年3月8日から施行し、令和3年4月1日から適用する。